

小樽市健康危機対処計画（感染症編）（案）の概要

1 策定の主旨

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）対応では、感染の拡大とともに保健所業務がひっ迫し、業務の外部委託など業務効率化を進めることで対応した。本計画は、こうした経験を踏まえ、健康危機発生時に保健所が迅速に対応するため、平時から計画的に準備を進めるための具体的方策について定めるものである。

2 策定の根拠

新型コロナの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）及び令和5年3月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、健康危機に備えた平時からの計画的な体制整備に当たり、重要な事項が示された。特に、保健所設置自治体は、感染症危機発生に備え「健康危機対処計画（感染症編）」を策定することが示された。

3 本計画において業務量・人員数を想定する感染症

新型コロナウイルス感染症がオミクロン株に変異した、いわゆる「第6波」と同規模の感染が流行初期に発生した場合の、流行開始から1か月間（本市においては、令和4年1月12日～2月11日）の業務量に対応可能な人員確保数を想定する。

4 主な内容

1) 平時における準備

【業務量・人員数の想定】

感染症の患者及びその接触者の対応、多様な相談業務、検査業務や周知啓発業務に加え、委託可能な業務の契約や感染症法関連事務などが想定され、人員確保数は60名となる。人員は、保健所職員の他、本庁等職員、I H E A T要員^{*1}などから確保する。また、作業の効率化を図るため、平時より業務全般においてICT^{*2}の活用やデジタル化が必要である。

【組織体制】

健康危機時においては下記のとおり感染症対策班を設置し対応にあたる。

- | | |
|-----------|----------------|
| 班 長：保健所長 | ・総務・広報グループ |
| 副班長：保健所次長 | ・疫学調査・患者支援グループ |
| | ・医療体制グループ |
| | ・検査グループ |

【業務体制】

下記の業務について新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、平時からの体制整備を行う。

<主な業務>

相談業務、地域の医療・検査体制整備、積極的疫学調査、健康観察・生活支援、患者移送、入院・入所調整、水際対策

【関係機関との連携】

健康危機時において、関係機関との連携は重要であり、平時よりスムーズな連携のための体制整備を実施する。

【情報管理・リスクコミュニケーション】

健康危機時において、デジタルによる情報管理などについて整備しておく必要がある。感染症に対する正しい知識の周知については、複数の手段を活用し、効果的に情報が届くよう平時からの情報発信体制を整備する。

2) 感染状況に応じた取組・体制

「海外や国内で新たな感染症が発生した時(発生の公表前)」、「流行初期(発生の公表から1か月間)」、「流行初期以降」、「感染拡大が収まった時期」について、平時に準備した、組織体制、業務体制、関係機関との連携、情報管理・リスクコミュニケーションについて、実施すべき具体的内容及び担当部署を定めている。

- ※1 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師などの専門職が保健所などの業務を支援する仕組み。
- ※2 情報通信技術。情報技術を使って、人とインターネット、人と人がつながること。